

陸前高田市体育交流施設指定管理者選定基準

本選定基準は、陸前高田市体育交流施設指定管理者（以下「指定管理者」という。）を選定するにあたって、選定基準等、必要な事項を示すことを目的とします。

1 選定審査の方法

陸前高田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請団体から提出された書類の審査を行い、評点方式により指定管理者の候補者の選定を行います。

2 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。

審査項目	審査区分／評価項目	配点
〔管理運営業務に関する基本的事項〕		【５０点】
Ⅰ 陸前高田市まちづくり総合計画に関する事項		【１０点】
	(1) 基本的な考え方を理解し、計画遂行に資する事業計画となっているか。	
Ⅱ 効率的かつ効果的な管理運営		【２０点】
	(1) 施設の目的に合致した事業計画か。	
	(2) 利用者に対するサービス向上、利用者増の工夫がなされているか。	
	(3) 管理を行う組織や人員体制、適切な勤務体制（シフト）が適切に計画されているか。	
	(4) 利用者の意見、要望等を運営に反映させる工夫はあるか。	
	(5) 利用者の相談に応じられるレファレンス環境を整えているか。	
	(6) 市が提示した仕様の実施が確保されているか。	
	(7) 市内に本社、事務所等を有し、又は設置する見込みであり、市と迅速な連絡調整が行えるか。	
	(8) 高齢者や障がい者などの利用に対する配慮はなされているか。	
Ⅲ 団体の規模や能力		【１０点】
	(1) 団体の経営は安定しているか(新規事業者にあつては、持続可能な経営計画となっているか)。	
	(2) 個人情報の管理体制は適切か。	
	(3) 緊急事態等に対応可能な体制となっているか。	
	(4) 施設の管理運営業務の実績はあるか。	
Ⅳ 地域貢献		【１０点】
	(1) 職員採用に際し、地元雇用に配慮しているか。	
	(2) 周辺施設等と連携し、施設利用の促進を図る取組が計画されているか。	
〔経営に関する事項〕		【１０点】
	(1) 経費削減等の工夫がみられるか。	
	(2) 収支計画は適正か。	
〔自主事業に関する事項〕		【４０点】
	(1) 事業計画が指定管理施設の利用促進に寄与するか。	
	(2) イベントの目的、内容が交流人口の拡大に資するものとなっているか。	
	(3) 収支計画は適正か。	

合 計	【１００点】
-----	--------

3 選定結果の通知及び公表

選定委員会での選定結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定します。その結果は、申請書類を提出した団体に書面で通知するとともに、必要に応じて公表します。なお、審査に係る内容についての質問、問合せその他の照会には、一切応じられませんのであらかじめ了承の上、申請してください。

4 再度の選定

指定管理者の指定に係る議決までに、指定管理者の候補者とすることができない事情が生じたときは、再度選定に係る手続を行います。